

Topics | トピックス

- ◆ 国民年金保険料の追納額を告示
- ◆ 2022年度標準報酬平均額及び改定率について
- ◆ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて
- ◆ 日・スウェーデン社会保障協定が2022年6月1日から発効
- ◆ 2022年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.1%

◆ 国民年金保険料の追納額を告示

厚生労働省は2022年3月31日、「厚生労働省告示第百三十二号」により、国民年金保険料を追納する場合に納付する額を表1のように定め、2022年4月1日より適用することを告示した。

<表1> 2022年度中に追納する場合の追納保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
2012年4月～2013年3月までの月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
2013年4月～2014年3月までの月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
2014年4月～2015年3月までの月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
2015年4月～2016年3月までの月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
2016年4月～2017年3月までの月分	15,330円	12,240円	8,160円	4,080円
2017年4月～2018年3月までの月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
2018年4月～2019年3月までの月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
2019年4月～2020年3月までの月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円

◆ 2022年度標準報酬平均額及び改定率について

厚生労働省は2022年3月28日、「厚生労働省発年0325第7号」にて鈴木俊一財務大臣、「同第8号」にて金子恭之総務大臣、「同第9号」にて末松信介文部科学大臣に宛てて、「2022年度における法第43条の2第1項第2号イに規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について」を報告した。

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の3第2項及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第89条の3第2項の規定に基づき、2022年度における同法第43条の2第1項第2号イ※に規定する標準報酬平均額及び同号イ※に規定する率を報告したもので、標準報酬平均額は2017年度381,742円、2020年度385,178円となっており、その改定率は1.009である。

※第43条の2第1項第2号イ

（再評価率の改定等）

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率

◆ 2022年度標準報酬平均額及び改定率について

厚生労働省は2022年3月22日、「保保発0318第1号」にて、日本年金機構事業企画部門担当理事及び事業管理部門担当理事に宛てて、「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて」を通知した。

短時間労働者は、2020（令和2）年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の一部が2022年10月1日から施行されることに伴い、施行後の事務の下記取扱いを通知したものである。

また、同日、日本年金機構事業企画部門担当理事及び事業管理部門担当理事に宛てて、「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いに関するQ&A集」と「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴う周知・専門家活用支援事業等に係る説明資料」を送付したことも通知した。

【短時間労働者に対する適用拡大施行後の取り扱いについて】

第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要

1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

（1）4分の3基準

勤務時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上ある場合、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

（2）勤務期間要件

雇用契約の期間が2カ月未満である場合であっても、実態として2カ月期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて、当初から被用者保険の適用対象とすることとする。

2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

4分の3基準を満たさない場合でも、次の（1）から（4）までの4つの要件をすべて満たす場合は、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

（1）1週間の所定労働時間が20時間以上であること

（2）報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く）の月額が8万8千円以上であること

- (3) 学生でないこと
- (4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること
 - ア 特定適用事業所
 - イ 特定適用事業所以外の適用事業所（国または地方公共団体の適用事業所を除く）のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所
 - ウ 国または地方公共団体の適用事業所

3 1年以上継続使用要件の廃止

施行日（2022年10月1日）以後、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準から、「同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること」（1年以上継続使用要件）は撤廃される。

4 企業規模要件の見直し

企業規模要件である「特定労働者が常時500人を超える」企業から、2022年10月1日より「常時100人を超える」企業に引き下げられ、2024年10月1日からはさらに「常時50人を超える」企業にまで拡大される。

5 70歳以上の使用される者の該当基準

70歳以上で使用される人の該当基準については、上記1から4までの取扱いを準用する。

第2 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等に関する具体的事務の取扱い

上記1～5について、具体的な事務の取扱いを示した。

第3 事業主による届出等に関する具体的事務の取扱い

特定適用事業所に該当したときの届出、該当しなくなった時の届出、短時間労働者であるかないかの区別の変更があったときの届出等、事業主による届出等に関する具体的事務の取扱いを示した。

第4 任意特定適用事業所の申出等に関する取扱い

短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得については、労使合意に基づき申出を行うことにより可能であるが、過半数代表者の要件など、労使合意の方法等についての留意事項を示した。

◆ 2022年4月1日より現物給与価額(食事)が改正

厚生年金保険と健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ標準報酬月額が決定する。現物で支給されるものが食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算される。また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算される。

なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっている）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額が適用される。

2022年4月1日から適用されている全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）は図1のとおり。

<図1> 全国現物給与価額一覧表 (2022年4月1日～)

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 自社製品 通勤定期券 など
青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
岩 手	21,900	730	180	260	290	1,110	
宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
山 形	22,800	760	190	270	300	1,250	
福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
栃 木	21,900	730	180	260	290	1,320	
群 馬	21,600	720	180	250	290	1,280	
埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
富 山	22,500	750	190	260	300	1,290	
石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
福 井	23,700	790	200	280	310	1,220	
山 梨	22,200	740	190	260	290	1,260	
長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
岐 阜	22,200	740	190	260	290	1,230	
静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
滋 賀	21,900	730	180	260	290	1,410	
京 都	22,500	750	190	260	300	1,810	
大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
兵 庫	22,200	740	190	260	290	1,580	
奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
広 島	22,500	750	190	260	300	1,410	
山 口	22,800	760	190	270	300	1,140	
徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
高 知	22,500	750	190	260	300	1,130	
福 岡	21,600	720	180	250	290	1,430	
佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
宮 崎	21,600	720	180	250	290	1,080	
鹿児島	22,500	750	190	260	300	1,110	
沖 縄	23,100	770	190	270	310	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

●住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。

●計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

●洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

●健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

◆ 日・スウェーデン社会保障協定が2022年6月1日より発効

2022年3月28日、「社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（日・スウェーデン社会保障協定）」（2019年4月11日署名）の発効のための外交上の公文の交換がストックホルムで行われた。これにより、この協定は2022年6月1日から発効する。

現在、日・スウェーデン両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等（企業駐在員等）には、日・スウェーデン両国で年金制度への加入が義務付けられている。そのため、年金保険料の二重払いの問題等が生じている。

この協定は、このような問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の見込みの一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することになる。また、両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立できることになる。2021年10月現在の在スウェーデン法人数は4,476名（外務省「海外在留邦人数調査統計 2022年版」より）。

この協定が発効することにより、企業及び駐在員等の負担が軽減され、日・スウェーデン両国間の人的・経済的交流が一層促進されることが期待される。

なお、この協定が発効すると、わが国にとって22番目の社会保障協定となる。

【参考】日本が社会保障協定を締結（発効済）している21カ国

ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド

※英国、韓国、中国については通算規程を含まない。

◆ 2022年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.1%

厚生労働省は2022年3月25日、2022年1月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年1月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4%増の77.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は857万月で、納付月数は660万月。

【2020年1月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.2%増の77.5%であった。納付対象月数は820万月で、納付月数は636万月。

【2021年1月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は76.2%であった。納付対象月数は802万月で、納付月数は611万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.8%となっている。